令和５年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日　令和５年４月２７日

自治体名 （福祉事務所名）	熊野町 （熊野町福祉事務所）	後発医薬品の数量シェア （令和４年６月審査分）	全国の使用割合	国が定める目標値（※） （A）	管内実績 （B）	目標との差 （A-B）
			86.4%	80.0%	79.6%	0.4%

＜現在の状況＞

世帯に対しては、毎年、後発医薬品の使用について説明しており、レセプトにより、後発医薬品があるにも関わらず、先発医薬品を使用していることが確認できた際には、後発医薬品の服用について、協力を依頼している。

＜対応方針＞

被保護者への説明

○　ケースワーカーの訪問の際に原則服用について説明

関係機関への説明

○　生活保護制度における原則服用について説明し、協力を得る。

薬局における備蓄について

特段なし。（備蓄については、医療全体で取り組まれているため。）

その他

＜使用促進が進んでいない原因＞

○　薬局における備蓄の問題。

＜備考＞

※　毎年度　80%達成を目指す。